

大口町親子通園事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第3条第2項の規定に基づき、心身に障がいをもつ就学前児童やその疑いのある就学前児童（以下「対象児童」という。）に対しふれあいの場を与え、保護者とともに日常生活に必要な習慣を養い、その心身の発達を助長することを目的に実施する親子通園事業（以下「通園事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び利用定員)

第2条 事業の名称、位置及び利用定員は、次のとおりとする。

名 称	位 置	利用定員 (一日当たり)
大口町親子通園 ぱんだ教室	大口町中小口二丁目619番地	15組以内

(事業)

第3条 通園事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象児童の生活相談及びその指導に関する事。
- (2) 対象児童の日常生活の基本動作に関する事。
- (3) 対象児童の集団生活への適応訓練に関する事。
- (4) 保護者への適切な助言及び指導に関する事。
- (5) 療育知識の普及及び啓発に関する事。
- (6) その他通園事業の支援目的達成に関する事。

(対象児童)

第4条 対象児童は、本町に居住し保護者とともに通園をすることが可能な者であり、次に掲げるものとする。

- (1) 心身に障がいをもつ又はその疑いのあるもの
- (2) 感染性疾患のないもの

(3) その他町長が認めたもの

(職員)

第5条 通園事業の実施に関し、必要な職員を置く。

(利用時間)

第6条 通園事業の利用時間は、午前9時30分から午後2時までの間とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(必要書類等)

第7条 町長は、通園事業の支援を受ける児童に関し、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(1) 生育暦

(2) 児童の記録

(3) 専門機関の所見又は診断書

(4) その他町長が必要とする書類

(休日)

第8条 通園事業の休業の日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4) 3月28日から4月4日までの日

(通園の手続き)

第9条 通園事業を受けようとする保護者は、大口町親子通園許可申請書（様式第

1）（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(通園可否の決定)

第10条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し通園の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により通園を許可したときは、大口町親子通園許可通知書

(様式第2)により保護者に通知する。ただし、町長が特に必要と認めたときは、

通園の許可に条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の規定により通園を許可しなかったときは、許可しない理由を付して、大口町親子通園不許可通知書（様式第3）により保護者に通知する。

（退園の手続き）

第11条 児童を退園させようとする保護者は、退園する日の10日前までに、大口町親子通園退園届（様式第4）を町長に提出しなければならない。

（利用料等）

第12条 通園事業の利用料は、無料とする。

2 前項に掲げるもののほか、対象児童の保護者は、教材費及び給食費について実費負担するものとする。ただし、次に掲げるものについては、給食費を無料とする。

(1) 対象児童の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（ひとり親世帯等にあつては、77,101円）

未満であるもの

(2) 小学校就学前にある児童が同一世帯に3人以上いる場合の児童（そのうち最年長及び2番目の年長者である者を除く。）

（損害賠償）

第13条 対象児童が、故意又は過失によって施設又はその附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

（通園者の義務）

第14条 ぱんだ教室に通園する者は、この要綱に基づく規定並びに町長の指示に従わなければならない。

（対象児童への援助の検討）

第15条 通園事業の円滑な運用を図るため、対象児童への援助のあり方について次に掲げる職員のもと個別に検討を行うものとする。

(1) 保健師

(2) 保育士

(3) その他町長が認める職員

(その他必要事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成18年大口町告示第36号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年大口町告示第79号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町母子通園事業実施要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年大口町告示第77号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第25号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月31日 大口町告示第64号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成30年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月30日 大口町告示第118号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第52号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月29日 大口町告示第23号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1（第9条関係）

大口町親子通園許可申請書

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所
氏 名

大口町親子通園に通園したいので、下記のとおり申請します。

記

ふりがな					生 年 月 日
児 童 名					年 月 日
連 絡 先					
家 族 構 成	(ふりがな) 氏 名	入園児童と の 続 柄	生 年 月 日	職 業 等	備 考
保 険 証 番 号		療 育 手 帳		身 体 障 害 者 手 帳	
※お子さんのことで気にかかることをできるだけ詳しくお書きください。					
町が給食費の徴収のために必要な世帯情報及び市町村民税の情報（同一世帯者含む）について 確認することに同意します。 保護者氏名					

様式第2（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町親子通園許可通知書

申し込みのありました大口町親子通園への通園については、下記のとおり許可します。

記

児童の氏名 及び生年月日	年 月 日
期 間	年 月 日から 年 月 日
許 可 条 件	1 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 2 施設及び備品を損傷し、又は滅失させるような行為をしないこと。 3 危険を引き起こす行為をしないこと。 4 上記の他管理上必要な指示事項に従うこと。 5 その他特記事項 ()
給食費の徴収	有 ・ 無

様式第3（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

丹羽郡大口町長

印

大口町親子通園不許可通知書

年 月 日付で申し込みのありました大口町親子通園への通園については、下記の理由により許可できませんので、通知します。

記

通園不許可理由

様式第4（第11条関係）

大口町親子通園退園届

年 月 日

大口町長 様

保護者 住 所

氏 名

電 話

大口町親子通園に通園しておりましたが、下記により退園します。

記

退園児童氏名		生年月日	年 月 日
退園児童住所			
退 園 理 由			
退 園 日			